明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**六二）　一

〔告　示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件
（**法務**一二二、一二三）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件
（**同**一二四）　四
○日本国に帰化を許可する件
（**同**一二五）　五
○税関監視艇の贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一六七）　八
○幼稚園教員資格認定試験を受けることができる資格を定める件
（**文部科学**六九）
○保安林の指定をする件
（**農林水産**九四〇～九六一）
○都市計画に関する件
（**東北地方整備局**一三四）

〔国会事項〕
〔人事異動〕
法務省　財務省
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
通　運
海事補佐人の登録、登録抹消
（海難審判所）
国家試験
平成三十年度林業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
国土交通省共済組合定款の一部変更関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省　令

○厚生労働省令第六十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十六日　厚生労働大臣　加藤　勝信

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する支給認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれをも満たす市町村（特別区を含む。以下同じ。）であることとする。 一　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する支給認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下「支給認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童であって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいず